



放課後子ども総合プラン事業の実施状況について

ながの子育て
応援キャラクター

サイまる

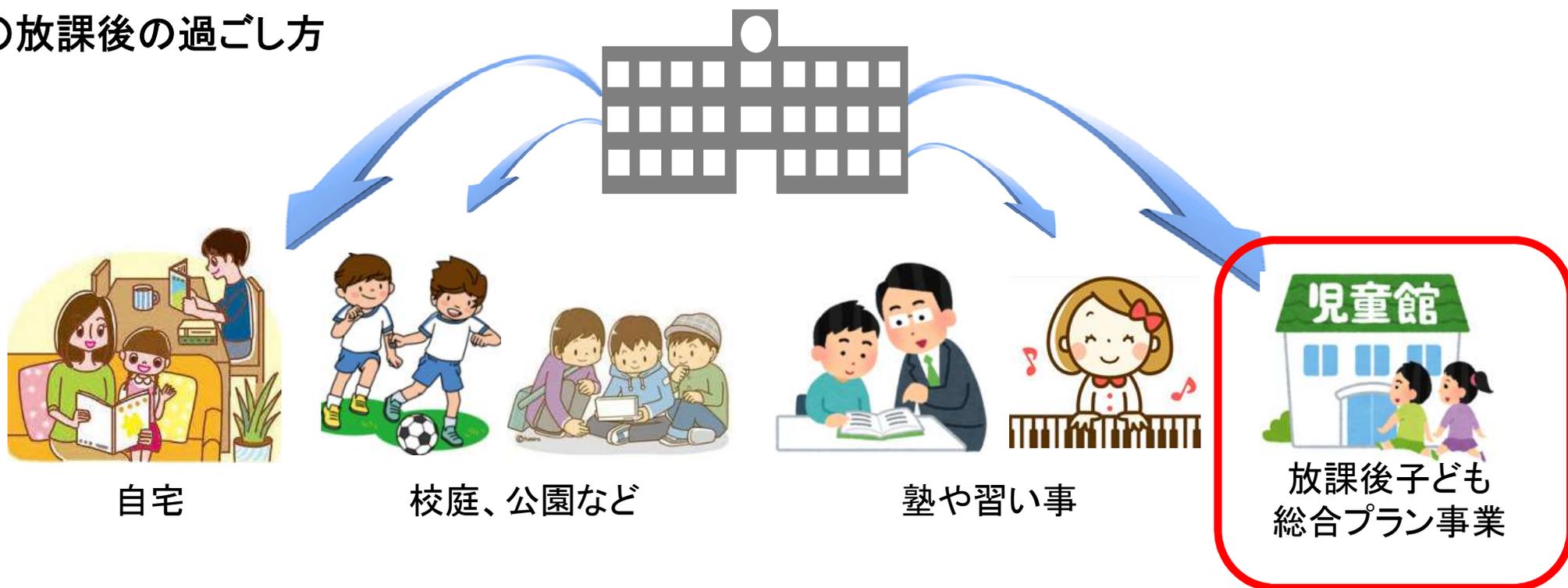


こども未来部こども政策課

子どもたちの放課後の過ごし方

- 子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育られます。児童期(おおむね6~12歳)の子どもたちの「放課後」は、主体的な遊びや生活の時間です。
- 「放課後子ども総合プラン事業」は、留守家庭児童及び利用を希望する児童の生活の場の一つを提供する事業です。

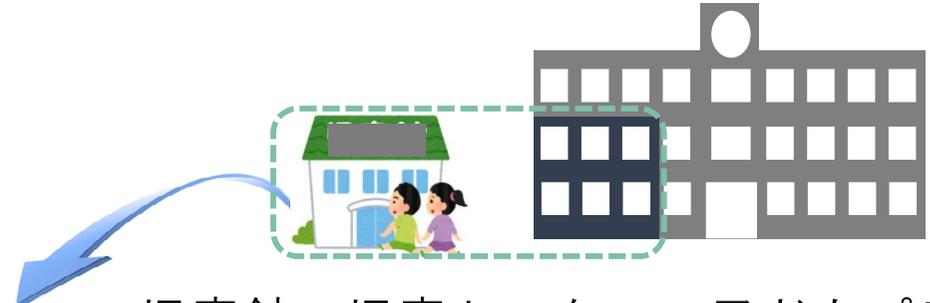
○放課後の過ごし方



○実施場所: 児童館・児童センター・児童クラブ・子どもプラザ
児童が通学または居住する小学校区にある施設を利用可能。

放課後子ども総合プランでの児童の過ごし方

宿題、遊び、休息など児童の状況に合わせて自主的に過ごしています。



時間	
8:00(7:30) ～8:30(学校休業日)	延長利用
放課後 (学校休業日は8:30～)	
～15:00	低学年から順次集まってきます。
～18:00	まずはクールダウンして、宿題等を行い、終わった児童から遊戯室・体育館等で体を動かしたり、読書や折り紙などをして過ごします。 (ただし、日課は施設により異なります。)
18:00～	
～18:30 (19:00)	延長利用

児童館・児童センター、子どもプラザ等を拠点に、放課後等を過ごします。

- ◇児童館・児童センター 34施設
- ◇子どもプラザ 50施設
- ◇児童クラブ 2施設

アドバイザー(有償ボランティア)の協力を得た多様な体験・交流活動

- ・宿題サポート(主に長期休業)
- ・読み聞かせ、紙芝居
- ・絵手紙
- ・折り紙
- ・工作
- ・キッズヨガ など



(多様な体験活動メニューを提供)

長野市放課後子ども総合プラン事業の概要

1 実施場所

児童が通学または居住する小学校区にある施設の利用が可能

- ・児童館・児童センター : 小学校施設外にある公設民営の施設
- ・子どもプラザ : 小学校の校舎内など学校施設内にある公設民営の施設
- ・児童クラブ : 民設民営の施設

2 利用料

・児童1人当たり月額2,000円

※ 施設によっては、おやつ代などの実費負担を別途徴収

- ・延長利用料 学校休業日の午前8時30分前からの利用や、授業日の午後6時以降などに利用する場合
30分以内の利用 : 月額 500円
30分を超える利用 : 月額 1,000円

3 利用料の減免

減免項目	減免理由	減免割合	
④ 経済的事情	① 生活保護を受給している世帯の児童	全額	
	② 児童扶養手当を受給している世帯の児童	2分の1	
	③ 市町村民税が非課税である世帯の児童		
	④ 就学援助を受けている世帯の児童		
⑤ 地域性	市の通学援助(スクールバス、スクールタクシー、バス定期)を利用して帰宅する児童	5分の2	
⑥ 多子利用	同一の世帯に利用児童が複数いる場合	2人目の児童	2分の1
		3人目以降の児童	全額

※複数の「減免項目」に該当する場合は、減免割合を乗じて計算します。

実施施設数・登録児童数の状況

(1) 実施施設数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童館・センター数	42	42	42	42	42	42	42	39	39	39	37	35	34
子どもプラザ数(学校内)	39	46	46	48	48	49	49	49	49	49	50	50	50
児童クラブ数(民設民営)	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

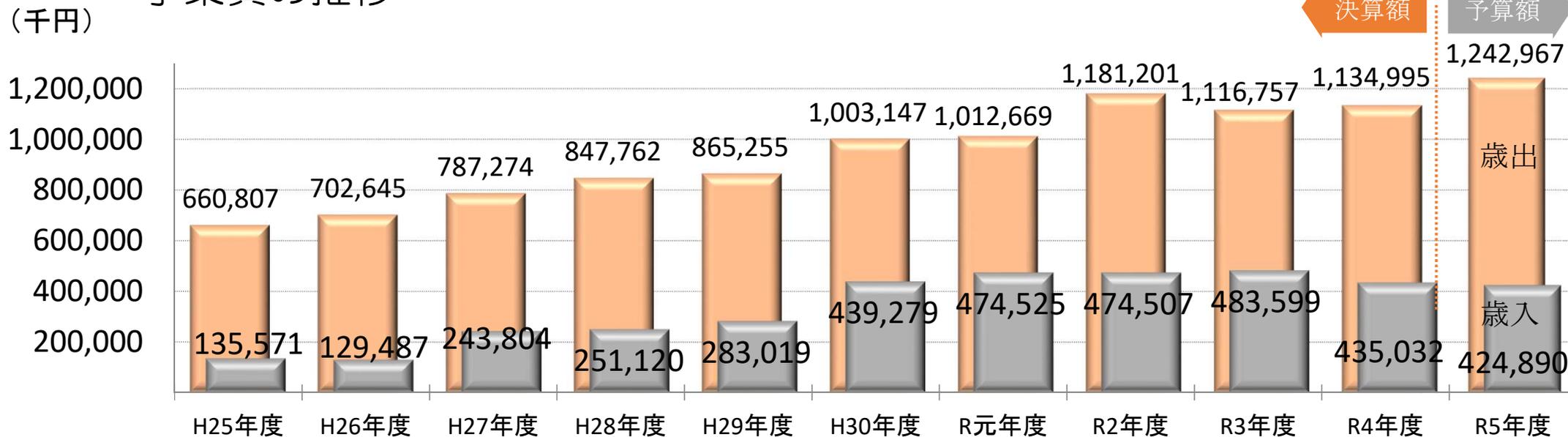
(2) 学年別登録児童数の推移

(各年5月1日現在)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 [Ⓐ]	R5 [Ⓑ]	Ⓑ-Ⓐ	登録率
1年生	1,925	1,824	1,982	1,934	2,063	2,044	2,127	2,047	2,038	1,910	2,032	1,930	1,908	△22	70.5%
2年生	1,843	1,871	1,756	1,943	1,897	2,027	2,031	2,051	2,041	2,011	1,872	2,029	1,948	△81	69.6%
3年生	1,513	1,504	1,529	1,495	1,692	1,775	1,833	1,676	1,844	1,821	1,718	1,636	1,801	165	62.4%
4年生	521	586	686	729	1,035	1,303	1,437	1,255	1,312	1,476	1,327	1,336	1,235	△101	44.4%
5年生	211	324	314	476	620	844	951	864	883	953	898	942	858	△84	29.4%
6年生	144	120	194	207	374	462	607	461	577	547	488	562	547	△15	18.2%
合計	6,157	6,229	6,461	6,784	7,681	8,455	8,986	8,354	8,695	8,718	8,335	8,435	8,297	△138	46.5%

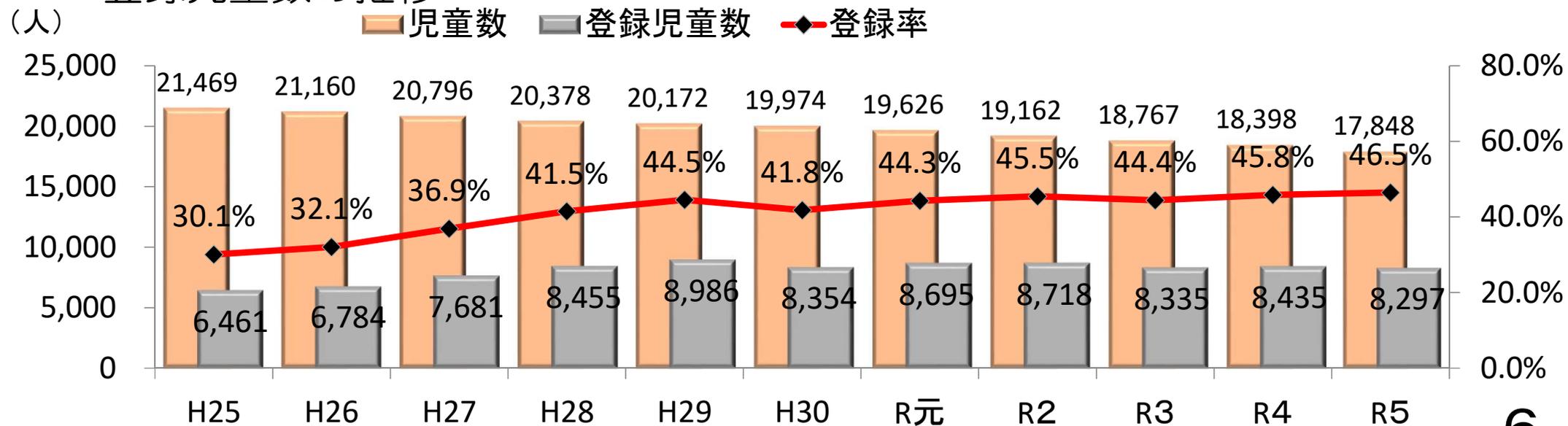
事業費・登録児童数の推移

事業費の推移



利用料導入

登録児童数の推移



施設環境の整備

■冷房設備の設置・更新・移設

令和4年度事業実績

- ・児童館・児童センターへの整備 2施設
- ・子どもプラザへの整備 7施設

令和5年度事業予定(※こども政策課予算分のみ)

- ・児童館・児童センターへの整備 11施設

■ICT化

令和3年度事業実績

- ・プラン施設(87箇所)のネットワーク環境の構築とタブレットの購入

令和4年度事業実績

- ・令和5年1月からコドモン(入退館管理システム)の本格運用開始

令和5年度事業予定

- ・収納管理システムのDX化(オンライン申請)の研究及び導入検討
- ・Web口座振替受付サービスの導入検討及び予算化

職員研修の充実

令和4年度研修実績

- ・合同総合研修会 施設と学校との連携について
(県立大准教授による基調講演の視聴、校区ごとに施設と学校による「こどもファースト連携会議」の開催)
- ・支援員等研修会(1) 各支援員が勧める「遊びと生活交流会」
- ・支援員等研修会(2) 特別支援のポイントと技術「こんな支援をしてみたら」
- ・支援員等研修会(3) 専門職としての支援員を目指して パートⅡ
- ・小児救急・救命について、動画配信により各施設の全職員による職場内研修を実施
- ・全職員の安全意識向上のため、避難訓練も職場内研修として位置付け実施

令和5年度研修実績

- ・連携研修会 施設と学校との連携についての運営研修
(県立大中山教授による基調提案を視聴後、校区ごとに施設と学校による「連携会議」の開催)
- ・支援員等研修会(1) 各支援員が勧める「遊びと生活交流会」 講師:松本大 岸田教授
- ・支援員等研修会(2) 子ども理解「虐待等の理解と対応」 講師:信州大 下山准教授
- ・支援員等研修会(3) 「専門職としての支援員」を目指して 講師:町田市 小野支援員
- ・「小児救急・救命」について、動画配信により各施設の全職員による職場内研修を実施
- ・全職員の安全意識向上のため、「避難訓練」を職場内研修として位置付け実施

アドバイザーの活動状況①

アドバイザーとは

放課後子ども総合プランの実施場所において、放課後などの児童の遊び・学習・体験活動を支援していただく登録制のボランティアです（活動謝金あり）。

登録方法

市が開催するアドバイザー登録説明会に参加の上、アドバイザー登録カードを提出します。

※令和5年度の登録説明会（年3回開催）は以下のとおり開催しました。

※学生に向けては各大学ごとに日程を調整して、対面やリモートにより実施しています。

期日	研修	研修時間	研修会場
① 4月27日（木）	アドバイザー説明会(1)	10:00～11:00	ふれあい福祉センター
② 9月29日（金）	アドバイザー説明会(2)	10:00～11:00	篠ノ井交流センター
③ 1月22日（月）	アドバイザー説明会(3)	14:00～15:00	ふれあい福祉センター

登録状況

令和5年6月1日現在

区分		登録人数	団体数
一般	個人	200人	—
	団体	566人	78団体
学生	個人	138人	—
	団体	100人	13団体
合計		1004人	91団体

登録者数の推移

(人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般	804	841	847	833	841	956	931	841	766
学生	216	266	244	253	332	271	202	169	238
合計	1,020	1,107	1,091	1,086	1,173	1,227	1,133	1,010	1,004

令和4年度の活動状況

(延べ数)

登録区分	活動人数	活動団体数	実施回数	参加児童数
個人	2,740人	—	2,740回	49,645人
団体	1,477人	564団体	564回	18,118人
合計	4,217人	564団体	3,304回	67,763人

希望児童の受入校区拡大

放課後子ども総合プランでは、全小学校区における希望児童（理由にかかわらず事業の利用を希望する児童）の受け入れを目指しています。

本年度当初の受入状況

希望児童の受入校区

城山、鍋屋田、加茂、山王、芹田、三輪、吉田、裾花、城東、南部、朝陽、柳原、長沼、古里、浅川、芋井、安茂里、松ヶ丘、共和、信里、塩崎、松代、清野、西条、豊栄、東条、寺尾、綿内、川田、保科、川中島、下氷鉋、真島、七二会、信更、豊野西、豊野東、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条
(一部の施設で受入)

緑ヶ丘、大豆島、通明、篠ノ井西、昭和、青木島、三本柳 【49校区】

希望児童の受入校区拡大

留守家庭児童のみ受入校区

古牧、湯谷、若槻、徳間、篠ノ井東 【5校区】

児童館・児童センターの子どもプラザへの移行・統合

長野市公共施設マネジメント指針に基づき、以下に該当する児童館・児童センターは、小学校の余裕教室等を利用した「子どもプラザ」への移行・統合や、小学校施設、他の公共施設との複合化について、地域や運営委員会、学校、施設等と相談しながら進めていきます。

- 小学校内に、余裕教室や、長寿命化改修に併せて居室を確保できる場合
- 小学校に隣接または近接していない（小学校からの移動時の交通安全や犯罪に巻き込まれる危険の防止）
- 施設が破損、または施設の老朽化や損傷が著しく、施設の改修に多額の費用が必要（大規模改修や大規模修繕）
- 施設定員に対し利用者数が大幅に超過（施設基準に不適合、密集の発生）

児童館・児童センターの子どもプラザへの移行状況

（令和4年度～）

柳町児童センター	城東子どもプラザに統合（老朽化・近接していない）
豊野東部児童館	豊野東子どもプラザに統合（老朽化）
箱清水児童センター	一部を城山子どもプラザへ移行（近接していない）
古里児童センター	一部を古里子どもプラザへ移行（利用者超過）
柳原児童センター	一部を柳原子どもプラザへ移行（利用者増加）
篠ノ井中央児童センター	一部を通明子どもプラザへ移行（利用者超過）

（令和5年度から）

浅川児童センター	浅川子どもプラザに統合（老朽化・近接していない）
松代東条児童センター	一部を東条子どもプラザへ移行（利用者増加）